

令和7年度第1回 京都地方最低賃金審議会

議 事 録

令和7年7月17日（木）

午前9時30分～午前10時17分

京都労働局 6階会議室

京 都 労 働 局

京都地方最低賃金審議会

京都労働局

令和7年度 第1回 京都地方最低賃金審議会

令和7年7月17日（木）午前9時30分～10時17分

京都労働局 6階 大会議室

●労側委員、■使側委員、○公益委員、事務局

○川部賃金室長

それでは、定刻となりましたので、第1回京都地方最低賃金審議会を開催いたします。

初めに、事務局から報告いたします。

本日の会議は公開としており、傍聴者の出席人数は9名となっております。

次に、本日の配布資料は、議事次第と資料ナンバー1から13までの資料と、追加資料として、「令和7年度最低賃金に関する閣議決定」と題する資料を配付しておりますので、ご確認ください。

不足している方はおられませんでしょうか。

次に、本年5月から、第55期の各委員にご就任いただいておりますが、6月17日の第1回全員協議会において、すでに各委員をご紹介させていただきましたので、本日は省略させていただき、資料ナンバー1の委員名簿で、ご参加の皆様の方でご確認をいただきますようお願いいたします。

なお、本日、公益委員の渡辺先生は、所用のため欠席されておりますので、ご報告申し上げます。

また、第1回全員協議会において、本審議会の会長には岩永先生、会長代理には櫻井先生にご就任いただくことを確認しておりますので、あわせてご報告申し上げます。

ではここから、岩永会長に開会と議事進行をお願いいたします。

○岩永会長

おはようございます。

ただいまから、第1回京都地方最低賃金審議会を開催いたします。

議事に入る前に、まず本日の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。

○川部賃金室長

本日の出席状況について報告します。

公益代表委員 4 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 5 名、合計 14 名の委員に出席をいただいております。

従いまして、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により、本審議会は有効に成立していることを報告いたします。

○岩永会長

本年度の第 1 回目の審議会の開催にあたり、京都労働局長からごあいさつをお願いいたします。

○角南京都労働局長

皆様、おはようございます。

第 1 回京都地方最低賃金審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

委員の皆様方には、日頃より、京都労働局の業務運営につきまして格別のご協力をいただいておりますことに、まずもって深く御礼申し上げます。

また、本日はご多忙の中、当審議会にご出席を賜りまして、重ねて感謝を申し上げます。

本日、この審議会におきまして、京都府最低賃金の改正諮問をさせていただくこととしてございます。

先月、6 月 13 日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」それから「経済財政運営と改革の基本方針 2025」におきまして、最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により影響を受ける中小企業、小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続するという方針が盛り込まれましたが、地域別最低賃金の改定審議にあたりましては、一つ目としまして労働者の生計費。二つ目として賃金。そして、三つ目として事業者の支払い能力。この法定三要素を踏まえまして、公労使、三者構成の最低賃金審議会ですっきりとご議論いただく必要があるというものとなつてございます。

委員の皆様方におかれましては、本年度も大変厳しい審議をお願いすることになろうかと思いますが、最低賃金の改正決定に向けまして、適切なご審議をお願い申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩永会長

続きまして、本日の議事録署名人を決めたいと思います。

労使双方からお一人ずつ、どなたかお願いできますでしょうか。

それでは、労働者側は大西稔委員をお願いいたします。

使用者側は、石垣委員にお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に沿って進めさせていただきます。

最初の議題は、京都府最低賃金の改正について、京都労働局長から諮問を受けたいと思います。

局長、よろしくお願いします。

(角南局長から岩永会長へ、諮問文を手交)

○川部賃金室長

それでは、諮問文の写しをお配りいたします。

(諮問文の写し、配布)

○川部賃金室長

事務局のほうで、諮問文を読み上げさせていただきます。

京労発基 0717 第 2 号

令和 7 年 7 月 17 日

京都府最低賃金審議会 会長 岩永 昌晃殿

京都労働局長 角南 巖

令和 7 年度京都府最低賃金の改正決定について (諮問)

最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号) 第 12 条の規定に基づき、令和 7 年度京都府最低賃金 (平成 2 年京都労働基準局最低賃金公示第 3 号) の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版 (令和 7 年 6 月 13 日閣議決定) 及び経済財政運営と改革の基本方針 2025 (同日閣議決定) に配意した、貴会の調査審議を求める。

以上となります。

○岩永会長

最低賃金を取り巻く状況につきましては、後ほど事務局からご説明をいただくことにいたします。

それでは、次の議題に進みたいと思います。

次は、京都府最低賃金改正諮問後の手続きとして、議題 2 の専門部会の設置と、議題 3 の関係労使の意見聴取が必要となりますので、二つの議題をまとめて、事務局から説明をお願いします。

○川部賃金室長

では、その二つの手続きについてご説明します。

まず一つ目は、地賃専門部会設置のための専門部会委員の任命手続きです。

地賃の金額審議は、最低賃金法第 25 条第 2 項の規定に従い、専門部会で審議することになります。

この専門部会の労働者代表、使用者代表の委員任命にあたっては、最低賃金審議会令第 6 条第 4 項により、労使団体等の推薦を要件としています。

推薦を広く求めるため、慣例上、専門部会委員の推薦公示を行っています。今年度は、すでに 6 月 17 日に公示し、労使団体からの推薦を受けており、今後、任命手続きを進めます。

なお、地賃の専門部会は、異議申し出期間が満了した時点で廃止となり、委員の任期もそこまでとなります。

二つ目は、労使の関係者からの意見聴取の公示についてです。

これにつきましても、本日公示して受付を開始し、提出締切りを 7 月 29 日とさせていただきます予定です。

事務局からは以上となります。

○岩永会長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

○岩永会長

特にご意見、ご質問がないようですので、次の議題に進みたいと思います。

次に議題の 4、令和 7 年度特定最低賃金の改正等に係る申出の意向表明について、及び議題の 5、特定最低賃金新設・改定の必要性の有無に係る検討小委員会の設置の二つの議題について、事務局より説明をお願いします。

○川部賃金室長

一つ目は、産業別の特定最低賃金の改正等に係る申出の意向表明についてです。

本日お配りの資料ナンバー 3 にございますとおり、特定最低賃金改正等の申出に係る意向表明は、令和 7 年 2 月 26 日に、6 業種の改正と 3 業種の新設に係る意向表明がすでに提出されています。

今後、7 月中に申出が行われた業種について必要性審議を行い、改正及び新設の必要性ありと全会一致で判断された場合は、最低賃金法第 25 条第 2 項に基づ

く専門部会を設置して、改定の審議を行うこととなります。

意向表明があった9業種については、現在、賃金室において基礎調査を実施しています。改正決定の必要性ありとなり、金額審議が始まりましたら、資料として提供させていただく予定です。

二つ目は、特定最低賃金新設・改定の必要性の有無に係る検討小委員会の設置についてです。

6月17日の第1回全員協議会において、検討小委員会の設置については行わないことを確認しましたが、特定最低賃金の必要性審議の方法については、引き続き全員協議会で審議を継続していくことにしています。

事務局からは以上となります。

○岩永会長

ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

(質疑なし)

○岩永会長

特にご意見、ご質問がないようですので、次の議題に進みます。

次に議題の6、最低賃金を取り巻く状況に関する資料について、事務局から説明をお願いします。

○川部賃金室長

それでは、お手元に配付させていただいた審議会資料のナンバー4から13。それから追加資料でお配りした「令和7年度最低賃金に関する閣議決定」と題する資料、これをお出しいただいて、順に説明をさせていただきます。

まず、7ページを開けていただけますでしょうか。資料ナンバー4、「京都府経済の動向（令和7年5月報告）」と題する資料です。

この資料は、京都府総合政策環境部企画統計課が6月2日に公表した統計資料であり、全体で17ページあり、主な内容について確認していきます。

「1、府内経済の動向（総合判断）」につきましては、「府内の景気は、緩やかに持ち直している。先行きについては、海外景気の動向等を注視する必要がある」と判断されています。また、前月からの推移は横ばいで、判断据え置きとなっています。

次に、「2 分野別概況」において、特に「生産」、「物価」、「雇用」の状況を見ていきます。

10ページをご覧ください。「生産」についての表が載っております。この表の

左側をご覧ください。

京都府の鉱工業生産指数は、2020 年を 100 とすると、2022 年 4 月から 2025 年 3 月までの間は、107.0 から 122.2 の間を推移しており、本年 3 月の速報値は 110.1 で、前月比はマイナス 3.5 パーセントですが、前年同月比 0.3 パーセント増となっております。

次に 11 ページ、「物価」のほうですが、消費者物価指数の「総合」と「生鮮食品を除く総合」の 2 種類の京都市と全国の指数が示されています。

左側の表の「総合」を見ると、2020 年を 100 とした指数は、2022 年 3 月以降、6 か所の月で前月比マイナスの三角印が付いていますが、それ以外は、基本的には上昇し続けており、2025 年 1 月からの 3 か月の京都市の数値は、「総合」が 111 を超え、「生鮮食品を除く総合」は 110 を超え、全期間の中で最も高い数値となっています。

次に 16 ページ、「雇用」の表をご覧ください。京都府の有効求人倍率は、2022 年 4 月の 1.16 倍から 2025 年 3 月の 1.29 倍の間で推移しており、直近の 3 月は前月比 0.05 ポイント上昇し、上記期間中、最大の上昇となっています。

次に 24 ページ、資料ナンバー 5、「京都市消費者物価指数 令和 6 年平均確報」をご覧ください。これは京都市の数値になります。2020 年を 100 とした指数であり、令和 6 年平均の「総合」の指数は 108.6 となり、前年比 2.8 パーセントの上昇となっています。

なお、下のほうにあります費目別では、表の左側から順に、食料 4.5 パーセント、高熱・水道 4.2 パーセント、家具・家事用品 4.6 パーセント、生鮮食品 6.7 パーセントと、生活必需費目の対前年比物価上昇率が高くなっています。

続きまして、春闘の状況についてご説明します。

30 ページの資料ナンバー 6「令和 7 年 春季各機関別賃上げ集計状況」をご覧ください。

連合、日本経団連、日経新聞がまとめた賃上げ集計状況に、昨年度から、東京商工会議所・日本商工会議所の調査結果が加わりました。

連合集計によると、2025 年春季生活闘争における賃金引上げ率は、全体で 5.26 パーセント、300 人未満で 4.70 パーセント、99 人以下で 4.38 パーセントと、いずれも前年を上回っています。

日本経団連集計では、500 人以上の賃上げ率は 5.38 パーセントと、前年に引き続き 5 パーセントを上回り、500 人未満の賃上げ率は 4.35 パーセントと前年を上回っています。

また、日経新聞の集計では、令和 7 年の全体の賃上げ率も 5.49 パーセントとなっております。

東京商工会議所と日本商工会議所の中小企業の賃金改定に関する調査では、

全国 3042 社からの回答で、そのうち従業員 20 人以下の企業が 1612 社、53.0 パーセントとなっています。

ここでは、全体と 20 人以下を分けて計上しており、全体の賃上げ率は、正社員が 4.03 パーセント、パート・アルバイト等が 4.21 パーセントとなっています。従業員数 20 人以下の企業の賃上げ率は、正社員が 3.54 パーセント、パート・アルバイト等が 3.30 パーセントとなっています。

次に 32 ページ、資料ナンバー 7 の令和 6 年毎月勤労統計調査地方調査結果概要をご覧ください。これは、京都府における常用雇用労働者 5 人以上の事業所の 1 人当たり 1 か月平均値になります。

左側下段の「表 1 賃金の動き」をご覧ください。名目賃金は、前年比 1.8 パーセントの増に対して、実質賃金はマイナス 1.6 パーセントとなっています。

次に、右側の欄の「表 2 産業別賃金支給額」をご覧ください。

令和 6 年の現金給与総額の調査産業計は 31 万 2047 円で、対前年比 1.8 パーセント増、きまって支給する給与も 25 万 4069 円で、対前年比 1.0 パーセント増となっています。

「現金給与総額」と「きまって支給する給与」の定義は、35 ページの欄外に記載されていますので、ご確認ください。

「現金給与総額」は、賞与を含むすべての給与の総額で、「きまって支給する給与」は、超過勤務手当を含む協約や就業規則で毎月決まって支給される給与の額です。

次に 40 ページ、資料ナンバー 8 を開けていただき、先ほどの毎月勤労統計調査結果から、京都府における労働者 1 人当たり、最近 5 年間（令和 2 年から令和 6 年分）の全産業における「きまって支給する給与」と「所定内給与」の額の推移を一覧表にしております。

「きまって支給する給与」は、先ほど説明しましたが、「きまって支給する給与」のうち、時間外、休日、深夜労働に支払われる所定外給与を除いた「所定内給与」で、令和 6 年度は 23 万 5147 円で、前年比 3.32 パーセント増となっています。

41 ページ、資料ナンバー 9 をご覧ください。「京都府における短時間労働者の 1 時間当たりの所定内給与額の推移」を掲載していますが、令和 6 年の男女計の時間給は 1728 円で、対前年比 11.77 パーセントと大幅に増加しました。

42 ページ、資料ナンバー 10 は、新規学卒者の賃金の全国数値ですが、これは過去 5 年間の所定給与額の推移です。令和 6 年は、大卒は 24 万 8300 円で、対前年比 4.64 パーセント増。高卒は 19 万 7500 円で対前年比 5.73 パーセント増となっています。

43 ページ、資料ナンバー 11 をご覧ください。「京都府内の中途採用者の採用

時賃金情報」です。この資料は、当局管内のハローワークにおける雇用保険の加入データに基づき、雇用形態が常用の方を対象に、採用時の賃金、1月から3月の賃金を集計したものです。

ここでいう「常用」とは、先ほど説明した毎月勤労統計調査の「常用労働者」とは違い、パートタイム労働者と新規学卒者を除いています。令和7年1月から3月期は2.33パーセント増となっています。

44 ページ から 46 ページの資料ナンバー12 をご覧ください。京都における求人募集賃金・求職者希望賃金情報ということになっています。

ここでいう上限平均、下限平均とは、求人票は賃金額に幅をもたせて募集する場合があります、求人票に記載される賃金の上限額・下限額、それぞれの平均になります。

京都府内のハローワーク求人募集時における職業別の常用月額賃金、及び常用的パートの時給の上限平均・下限平均について、京都労働局全体、京都府南部の五つのハローワーク、北部の三つのハローワークの3パターンで集計されています。

45 ページと 46 ページの南北の集計を、常用的パートの求人募集時の時給額の合計欄で比較すると、南部の上限平均 1323 円、下限平均 1207 円に対し、北部の上限平均 1272 円、下限平均 1149 円と、南北の格差が認められます。

47 ページの資料ナンバー13 を開けてください。令和6年賃金構造基本統計調査の結果について、厚生労働省が記者発表した資料です。下の囲いの部分で「2短時間労働者の賃金（1時間あたり）」の男女計を見ていただくと、1476 円となっています。先ほど 41 ページの資料9 で説明した京都の数値は 1728 円となっていますので、京都は全国平均を上回っているということになると考えております。

以上の資料から総括的に申し上げますと、令和6年の京都府における労働者1人当たりの所定内給与の増減率は、資料ナンバー8に示されているとおり、3.32パーセント増、令和6年平均の京都市消費者物価指数の総合指数は、資料ナンバー5にあるとおり 108.6 で、前年比 2.8 パーセントの上昇、生鮮食品を除く総合指数は 108.0 で、前年比 2.6 パーセントの上昇となっており、所定内給与で見れば、消費者物価指数の上昇率を上回っているとも読めますが、15 ページの資料ナンバー4の毎月勤労統計の京都府の実質賃金は、2024 年は対前年比 1.6 パーセントのマイナス、2025 年1月は 2.7 パーセント、2月は 0.7 パーセントのそれぞれマイナスとなっており、賃金の上昇が、物価上昇に追いついていない状況が見て取れると思います。

また、諮問文書で最賃審議において配意すると書いておりました政府の閣議決定文書ですが、追加配付した令和7年度最低賃金に関する閣議決定の資料を

見ていただきますと、政府方針として、2020 年代に最低賃金 1500 円という目標が掲げられました。

加えて、この閣議決定文書の中段より下のほうに記載されておりますが、「各都道府県の地方最低賃金審議会において、中賃の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しする」と盛り込まれていますが、これは、厚生労働省のほうに確認しましたところ、内閣官房新しい資本主義事務局において取りまとめられたもので、現時点で、施策の詳細や時期は厚労省も把握していないとのことです。今後、情報提供があり次第、ご説明させていただきますが、地賃審議期間中に示されることはないのではないかということを確認しております。

本日配付いたしました最賃関連資料の説明は、以上となります。

○岩永会長

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。
はい、深沢委員お願いします。

■深沢委員

深沢でございます。統計データのところで一つ質問があります。毎勤統計関連になると思いますが、説明のあった「きまって支給する給与」のうち「所定内給与」の中に、昨今、いわゆる固定残業代として基本給に組み込んで、その内訳は示さず支給する企業が増えているという話があります。その場合の固定残業代というのは、所定内、所定外のどちらに含まれるのか。あるいは、要は企業がどちらで答えているのか、そのあたりは、何かおさえていることがあれば教えていただきたいです。結構影響が大きいので。

○川部賃金室長

今のご質問に対しては、正確なところを確認させていただいて、次回、お答えさせていただきたいと思っております。

○岩永会長

ほかいかがでしょうか。
はい、伊達委員お願いいたします。

●伊達委員

労側委員の伊達でございます。ご質問です。

44 ページから 46 ページにかけて、求人募集の賃金情報ということで記載がございすけれども、右側の常用的パートに下限平均の金額が羅列されていますが、下限平均の見方について。下限ですので、各業種、従事者に対しての下限が記載されています。平均となってきたら、上振れたり、下振れたりするとういことで、どういう見方が正しいのかを教えてくださいたいと思います。

この表を見ると、46 ページの福知山、舞鶴、峰山 3 所のところのいちばん金額が低いのは、建築関係の 1059 円で、最低賃金 1058 円のプラス 1 円の額が記載されています。それ以外は、すべて金額が 1058 円以上の下限が記載されているわけなんですけども、この見方について、教えてくださいたいと思います。

○川部賃金室長

お答えになっているか、わからないですけど、求人募集上における、いくらから、いくらまでという幅の表示の中で、下限の金額を各求人の業種ごとの下限額を集計して平均値を出しているということです。

●伊達委員

なんとなく理解はできましたけれど、もう少し詳細な資料があれば参考値として、今後の地賃の審議にもかかわるものになってくると思いますので。その下限の平均の中でも、いくらからいくらまであってこの金額になったとか、何かそういう数値があれば参考になるのかなと感じましたので、少しご意見をさせていただきます。

○川部賃金室長

ご指摘から、下限平均が例えば、先ほどの北部 3 所の建設等従事者の部分でいきますと 1059 円、これが平均ならば、中には下回っている事業所も含めて平均になってないかと、そういったことですよね。

●伊達委員

それもありますし、逆に高いところであればどのような、下限・上限の中でも下と上とがあると思うんですけど、そのへんの数値みたいなものがわかればと言うことです。

○川部賃金室長

詳細の集計方法を確認させていただきます。

●角南局長

調査をさせていただきますが、分布状況がわからないと、サンプル数がどうかというのはよくわかりせん。ただ、今室長のほうから答えさせていただきましたが、1058 円を下回っている求人はありません。これはハローワークでチェックしているからです。ただ、1058 円に貼り付いてるのがどれだけあるかというような問題はあるかもしれませんので、そういった意味では確認します。

○岩永会長

ほかにいかがでしょうか。

沼田委員、お願いします。

■沼田委員

私も統計データの件でちょっとお伺いします。32 ページ、先ほどご説明のあった表 2 ですが、ここで産業別賃金支給額というのがあって、調査産業計となって、現金給与総額が 31 万 2047 円で、これが前年比 1.8 パーセント増。きまって支給する金額というのが 25 万 4069 円で、対前年増減比率が 1 パーセント増ということでよろしいですね。

次に 40 ページ、ここにある令和 6 年「決まって支給する給与」は、先ほどの 25 万 4069 円と同じ数字が載っていて、うち所定内給与が 23 万 5147 円で、対前年比が 3.32 パーセント増ということですね。

この関係がよくわからなくて、「きまって支給する給与」の額は同じで 25 万 4069 円、対前年比が 1.0 パーセント増で、うち所定内給与は前年比 3.32 パーセント。この違いがわからないので、もう少し教えていただければありがたいです。

○川部賃金室長

きまって支給する給与の中で、そのうちの所定内給与だけを取り上げた数字が過去の年度の分と、過去の 5 年間の推移が載っておりますけれども、3.32 パーセントは前年 5 年との比較での伸び率ですよね。

■沼田委員

ほかの数字と比べ、この 1.0 というのが、ものすごく数字が低くて、何をどう反映しているのか、ちょっとわからないのですが。

○川部賃金室長

そうですね。ちょっと確かにそのへんの理由というか、数字から読み取れる背景事情というか、そうしたところはまた確認させていただきます。

■沼田委員

はい。次回に教えていただけますでしょうか。

○岩永会長

はい、そのほかご質問、ご意見等、ございませんでしょうか。

沼田委員、お願いします。

■沼田委員

そしたら私からもう1点、今度は統計的な数字じゃなくて、全然違うところですが、先ほどご説明いただいた最低賃金に関する閣議決定についてです。

この中で、先ほどご説明がありました、このページの真ん中からややちょっと下のあたりですね。各都道府県の地方最低賃金審議会において、中央の目安を超える最低賃金の引き上げが行われた場合には、政府からいろんな支援があるというふうな説明がありまして、これは閣議決定された内容ですので、このとおりだと思うのですが。

これについて、どういった支援がされるのかということについて、先ほどご説明はお聞きしましたが、新しい資本主義の委員会において支援の内容について、今議論をされているところという話でした。その内容が決まる時期や内容については、まだ決まってない。しかも、その時期についてもどうなるかわかっておらず、この審議会の間に出るかどうかともわからない、というご説明でした。

ただ、これについては、非常に重要な話であると思っています。これは京都だけじゃなくて、全国、同じ状況ですので、全国からもいろんな意見が出ると思うのです。これについては、もう一回言いますけれども、非常に重要な内容ですので、できるだけ情報を仕入れていただいて、何とかこの地賃の審議会の間に、内容を説明いただくよう、切にお願いをしたいと思っています。十分、政府のほうにもお伝えいただきたい。京都労働局においても、これについては、きちんと押さえていただきたいと思いますので、そこは切に要望します。よろしくお願いします。

○川部賃金室長

ご要望の趣旨を承りましたので、それを踏まえて、適宜、厚生労働省のほうにも情報を把握しながら、できるだけ地賃審議中に、もし情報がありましたら速やかに委員の皆さんに提供したいと思っております。よろしくお願いします。

■沼田委員

ごめんなさい。ちょっと意味合いが違いまして。もし出るのであれば、こちら

のほうにお伝えするという内容ではなくて、この審議中に出るように、京都労働局としても十分要望していただきたいという意味で発言したので、その点よろしくをお願いします。

○岩永会長

そのほか、ご意見、ご質問、ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次の議事に進みたいと思います。

最後に、今後の審議日程などを事務局から事務連絡をお願いします。

○川部賃金室長

今回の審議会は、すでに各委員にご案内のとおり、7月31日木曜日、午前9時30分から、本会場で第2回本審議会を開催し、午後2時から、会場をハートピア京都に変えて、第1回専門部会を開催いたします。

なお、万一7月31日の時点においても目安が示されなかった場合でも、午後の第1回専門部会は、基礎調査の結果にかかる説明など、可能な議事を進めるため開催いたしますので、万障お繰り合わせのうえ、各委員にご出席いただきますようお願い申し上げます。

○岩永会長

はい、今回の開催日は7月31日の木曜日、午前9時半からですので、各委員のご出席をお願いいたします。

最後に、全体を通じて何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

(質疑なし)

○岩永会長

ないようでございますので、本日の審議会は、これで終了いたします。

どうもありがとうございました。